

# 佐賀県人権・同和教育研究協議会（佐同教）

## 2024 年度 総括~~（案）~~

|                                |                    |     |
|--------------------------------|--------------------|-----|
| <b>I はじめに</b>                  | .....              | p1  |
| <b>II 具体的な課題</b>               |                    |     |
| <b>I 人権啓発</b>                  |                    |     |
| (1) 県民の人権認識と行動力を高める人権の学びづくり    | .....              | p4  |
| (2) 人権の学びをあらゆる立場、あらゆる世代に       | .....              | p5  |
| (3) 人権の視点に立った行政の推進             | .....              | p5  |
| <b>2 人権教育</b>                  |                    |     |
| (1) 人権が尊重される環境づくり              |                    |     |
| ①職員研修の強化・充実                    | .....              | p7  |
| ②子ども支援体制の強化・充実                 | .....              | p10 |
| (2) 人権が尊重される人間関係づくり            |                    |     |
| ①安心感や信頼感を育む人間関係（仲間）づくり         | .....              | p13 |
| ②いじめや差別を乗り越えることができる集団づくり       | .....              | p13 |
| (3) 人権が尊重される学習活動づくり            |                    |     |
| ①差別を乗り越えるための確かな認識と展望を育む人権学習づくり | .....              | p15 |
| ②生き方に出会い、行動力を育む学習の場づくり         | .....              | p16 |
| <b>3 人権のまちづくり</b>              |                    |     |
| (1) 法律や制度を活用した人権ネットワークづくり      | .....              | p18 |
| (2) 地域ごとのネットワークとチームワークづくり      | .....              | p18 |
| <b>III おわりに</b>                | ～あなたの立つ位置は?～ ..... | p20 |

## I はじめに

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>国の動向</b><br>(法整備)   | <p>2024 年度、国は3つの人権に関する法律を改正、施行しました。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と「出入国管理及び難民認定法」です。1つめは障がい(注:1)のある人への合理的配慮を事業者にも義務化、2つめは障がい者等の地域生活や就労支援の強化、3つめは在留資格「技能実習」制度を廃止し「育成就労」を創設するなどがその改正点です。</p> <p>我が国では、この10年間に、個別の人権課題に関わる法律が、続々と制定されています。これは、国民全体の人権感覚が全般的に向上してきたことの表れです。しかし、裏を返せば、“依然として、そこに差別が存在する”、または“新たに差別が生まれている”といってよいでしょう。つまり、個別の人権課題に対して、国民は意識が高くはない現状にあるので、法律が整備されていくのだと考えます。</p> |
| <b>本県の動向</b><br>人権施策方針 | <p>2024年3月、佐賀県は「人権施策基本方針 ～人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり～」を策定しました。これは、2023年に制定・施行した「全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例」(以下、県人権条例)に基づき、人権教育・啓発をはじめとした人権施策を具体的に進めるためのものです。</p>                                                                                                                                                                                                                                               |
| <b>基本方針の</b><br>ポイント   | <p>佐賀県「人権施策基本方針」の主なポイントを概要版より、以下に示します。</p> <p>(1)「県人権条例」の実現をめざす。</p> <p>県が取組む内容と同時に、市町・各事業者・県民に取組んでほしい内容を列記。</p> <p>(2)人権施策の2つの視点</p> <p>① 教育・啓発の推進      ② 当事者に寄り添う支援の推進</p> <p>(3)人権課題毎の施策の推進</p> <p>本会(佐賀県人権・同和教育研究協議会。以下、佐同教)としても、先の県人権条例の具現化へ向けて、県内の人権ネットワークへ条例を紹介するとともに、県人権条例を支える人権教育・啓発の充実に取り組んできました。県人権条例の制定から2年が経過し、どこまで県民に周知できたのか振り返る必要があります。</p>                                                        |
| <b>夜間中学の</b><br>開校     | <p>2024年、本県初の夜間中学(彩志学舎)が開校しました。夜間中学は、国籍や年齢を問わず、さまざまな理由によって義務教育を修了していない方や、不登校などで十分な教育を受けられなかった方などの学びの場です。10～70歳代の方々が入学され、学んでいます。夜間中学はセーフティネット(社会保障)であり、そこでの学びは自己実現へつながるワンステップだと考えられます。夜間中学は、“なくてはならない”ものですが、学ぶ機会が保障されないことは、本来“あってはならない”ことです。なぜ、不登校となったのか、学校現場システムに問題点がなかったのか、当事者に関わるすべての人は振り返る必要があるのではないのでしょうか。</p>                                                                                                |
| <b>スポーツと</b><br>人権     | <p>2024年、本県において「全国障害者スポーツ大会」が開催されました。スポーツをすることは、人権を行使している姿のひとつです。「これまで都道府県や都市など『団体』</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

対抗といった色合いの強かった大会でしたが、本大会では活躍した選手『個人』に対してもスポットを当てる取組が特徴的でした。動画配信数も増え、選手と共に競技に取組む陸上競技の伴走者やボッチャのランプオペレーターにも選手と同様にメダルが贈られました。」[スポーツ庁広報より一部抜粋] このように、『する・みる・ささえる』の視点から、県全体で大会を支える姿勢が表れていました。

## 県内の 差別事象は…

県内においては、2024 年度、高等学校で賤称語等の不適切使用事案 1 件が発生しました。この事象に対し、佐同教は、佐賀県教育委員会事務局学校教育課人権・同和教育室（以下、県人権・同和教育室）、佐賀県教育センターをはじめ、関係市町や佐賀県高等学校及び特別支援学校人権・同和教育研究会（以下、高同研）、関係機関・団体と連携し、対応しました。事象が発生してしまった課題として、次の 4 つに整理しました。(1)人権学習に対する教職員の認識、(2)人権学習の機会不足、(3)学習内容およびその方法、(4)校種間の連携です。

## 課題克服の ために

これらの課題を克服するためには、(1)教職員の人権認識の向上(思いやり、心がけを呼びかける授業からの脱却)、(2)年間指導計画の実施と見直し、(3)学習者の主体的判断力を育む学習活動づくり、(4)校種間の連携による系統的な人権学習が必要な取組です。なお、(1),(2),(3)については、2021 年度の総会にて佐同教より発信しています。(資料「中学校における賤称語の不適切使用事案はなぜ起こるのか」)

先の事象が発生してしまう課題の背景として、“差別事象の課題や課題克服のための学習についての情報が、全教職員に届いていないのではないか”ということが考えられます。授業者含め全教職員へ情報が届いていなければ、差別をなくす主体者の育成への道のりは、遠のいていきます。

## 情報を全ての 会員へ届ける ために

“差別事象の課題や課題克服のための学習についての情報が、全教職員に届いていない”のではないかと、という現状を受けて、学習教材や職員向けの研修資料、研修会の案内、奨学金のお知らせなど、佐同教ホームページ(以下、佐同教HP)に掲載しています。これらについては、県人権・同和教育室からのフライヤー配布や、地域ごとの人権・同和教育研究会や佐賀県高等学校および特別支援学校人権・同和教育研究会および私学同研(以下、各同研)、各組織にて佐同教HPのことを会員へ発信していただいております、より佐同教HPにアクセスしやすい環境を整えました。

2024 年度は、成果とともに、具体的な課題も明らかとなりました。

それぞれの成果と課題については、以下の「Ⅱ 具体的課題」の項目の中で詳細について述べます。

### <注釈>

Ⅰ 障がい…法令では「障害」表記であるが、害の字から受けるイメージや、障がいを個人と社会のどちらを主軸とした問題とするかを考え、本会(佐同教)では「障がい」と表記しています。

## Ⅱ 具体的課題

### Ⅰ 人権啓発（社会教育）

#### （Ⅰ）県民の人権認識と行動力を高める人権の学びづくり

##### 条例の周知

佐賀県は、2023 年 3 月に「県人権条例」を制定したことを背景に、各市町でも条例の周知徹底に向けてさまざまな動きが見られました。

##### 研究大会 第Ⅰ分科会 での学び

研究大会第Ⅰ分科会【人権啓発】では、みやき町、小城市、唐津市の 3 市町からの実践報告がありました。子どもを含めた一人ひとりが社会づくりの担い手であるとともに、人権問題を日常の生活の中に見いだして捉えていく必要性について報告されました。

「子育てするならみやき町！ ～子どもの居場所づくりのために～」

みやき町教育委員会 社会教育課参事 太田 睦さん

##### 子どもの 健やかな 成長を願う

報告では、みやき町が行っている子育て支援の施策を通して、「これからの子育ての一助としていただきたい」との提案がありました。みやき町は町全体で「定住総合対策事業」に取り組んでおり、未来へのかけがえのない希望である子どもたちが健やかに成長できる「まちづくり」をめざして、「子育て支援のまち宣言」がなされています。みやき町立で子ども福祉課が管轄及び運営を行う「みやきん家(ち)」は、家庭でも学校でもない「第3の子どもの居場所づくり」となっています。学校教育課の管轄で運営がなされている「フリースクール」は、さまざまな理由で学校に行けない子どもたちを集めて新たな居場所の提供が行われています。未来ある子どもたちを地域ぐるみで支え、交流を育む場の設定を各部署や課が分担・連携して請け負うとともに、「みやき町地域の子育て10か条」を社会教育課が提示して地域、家族みんなでの子育てを推奨しているのです。

##### 人権を 尊重する地域 社会をつくる

2本めの報告では「人権は日常の中にある身近なもの」との考えのもとで、思いやりにあふれ、お互いに認め合うことができる「まちづくり」の取組について小城市からの提案がありました。

「誰もが認め合い、笑顔が輝くまち」であるために

小城市 市民部 人権・同和対策室 副課長 古川 誠さん

人権教育指導員 小川 順子さん

##### 市民に推進 している人権 啓発活動

小城市では「まちづくり」の行動目標となる「小城市市民憲章」を制定しており、「人権を尊重する地域社会をつくる」ことを目的に、市民に推進している人権啓発活動に活かされています。部落差別をはじめとする、あらゆる差別をなくしていくために、人権意識・人権感覚の向上を図り、人権を尊重する地域社会をつくることを目的に、市民及び行政職員への人権啓発活動を推進しているのです。市民への啓発活動としては、「人権という視点で捉えた写真」を募集する「じんけんフォトコンテスト」、人権擁護委員や区長などとともに人権に関するチラシを配布する「街頭キャンペーン」などが行われています。また、地域や学校の魅力向上のために小城市との連携協力で行われている、小城市職員による市内の学校への「出前授業」や「人権映画鑑賞会」「子ども祭り」などといった新しい取組も年間を通して行われています。

##### 自分ごと として

このように、一人ひとりが身近にある人権問題を自分事として意識を向けてもらえるように、人権教育・啓発活動に工夫が凝らされています。



## (2) あらゆる立場、世代に届ける人権の学び

### 「人権教育・啓発基本方針」

2024 年 3 月に策定された「佐賀県人権施策基本方針」の中で、めざしている「あらゆる世代・立場の人々に人権に関する学びを届けていく」という研究課題に対しても、各市町でさまざまな取組が継続的に進められました。

3 本めの報告では、責務として人権に関する問題の解消を図り、人権が尊重される社会づくりの推進に寄与することについて、唐津市からの提案がありました。

「唐津を人権感覚あふれる町に」 ～唐津市における啓発活動を通して～

唐津市 人権・同和教育係 社会・同和教育指導員 井上 正三さん

唐津市の人権・同和教育・啓発活動は、国や県の方針に沿った内容として、「唐津市人権教育・啓発基本方針」によって計画・実施されています。啓発活動を進めるにあたって、基軸となるのは、①「唐津市人権・同和教育推進協議会」による啓発活動、②企業研修の呼びかけと実施、③市職員研修の実施 の3点とのことです。

### 推進協議会の組織構成

「唐津市人権・同和教育推進協議会」は、生涯学習文化財課人権・同和教育係に事務局を置き、唐津市が管轄する公民館 24 か所を支部として組織されています。支部ごとに人権・同和教育問題研修会の立案や推進協議会全体で行う研修会への参加・呼びかけを行っています。各支部の参加者は、地区の住民、公民館関係の役員、民生・児童委員、行政連絡員、老人会、婦人会、子ども教室や子どもクラブ、その指導者、サークル活動のメンバーなどさまざまなのです。

### 企業に対する呼びかけ

企業に対する研修の呼びかけは、唐津市内を中心に人権・同和教育係から案内状を送付しています。ここ数年、個別に人権教育研修を実施しているのは、年に 10～15 社ほどです。社会的な人権意識の高まりや企業倫理の認識によって、研修への積極的な意欲を企業内に感じることができます。

### 公正採用選考

併せて、企業研修の中で特筆できることとしては、50 社ほどの企業が主体となって構成されている「唐松地区公正採用選考人権啓発推進連絡協議会」という組織です。発足は 1990 年代ですが、会則のもと、企業としての社会的責任を果たすべく強い決意のもとでの結成が同われ、「人権意識を高めての必要な人材採用」「社内における人権意識の高揚」が課題として取り上げられています。

### 企業の持つ「課題的解決の一助」

県内の他の市町でも、企業において人権研修を積極的に行ってもらうためには、人権研修が企業の持つ「課題的解決の一助」となるケースやメリットを伝える工夫が必要であると考えられて、研修の呼びかけが積極的に行われています。実際には市内企業の集まりや企業訪問の際に、啓発ポスターと人権標語短冊ポスターの掲示依頼をするとともに、出前講座の案内等も同時に行っているとのことです。

## (3) 人権の視点に立った行政の推進

### 基本方針の策定や見直し

「部落差別解消推進法」の制定や佐賀県人権条例の制定に伴って、人権教育・啓発基本方針の策定や見直しに取り組まれた市町は少しずつ増えてはいる状況ではありますが、まだまだ県内 20 市町の半数ほどしかありません。

佐同教の社会教育部では「プロジェクト会議」を有効に活用し、啓発に向けた課題の共有や情報交換を進めました。今後も、市町間での情報を共有しながら、手立てや情報の共有に向け、社会教育部の組織の見直しも進めています。また、佐同教HPを通して、社会教育に関係する研修資料なども充実させていきたいと思ひます。

## 人権侵害に関するモニタリング

県人権条例の制定に合わせて、その施策の一つとして、人権侵害に関するモニタリングに取り組む市町も増えてきました。しかし、人的配置や予算の措置などまだまだ十分とは言えない状況です。全ての市町でも深刻な社会問題となっている、インターネット上における誹謗中傷の被害をなくす取組にも、今後更なる対策等が必要です。

## 更生保護に携わる保護司

1月に実施した実践交流会Ⅱでは、講師として佐賀県保護司会連合会の事務局長である上田京子さんをお招きしました。立ち直り支援(地域医療)に携わる保護司は、地域性の下、無給(費用弁償のみ支給)でその活動に関わり、「地域をよりよくしたい」という思いで職務遂行しているというお話をいただきました。このことを大きな視点として持ち、今後の社会教育における啓発活動に活かしていきたいものです。

## 行政職員に確かな学び

県内 20 市町では、それぞれできるだけ多くの行政職員に確かな学びを届けるために、年間複数回に分けて研修を行ったり、職種別・経験年数別・階層別に分けて実施したりするなどの工夫がなされた市町が昨年より増えました。

経年研修として職員に対して、同和問題に関する人権教育研修(佐同教など各種団体が主催する研修)を組み込んだ市町もありました。該当の市町及び複数の団体が主催する同和問題を中心とした人権関連研修を受講する機会が多くあり、年間の研修受講延べ人数が職員数の 1.5 倍になった市町もありました。

## 研修継続の必要性

ある市町では、4月に新規採用者職員を対象に研修会を実施するとともに、毎年、4月には計 23 コマで全職員を対象に研修会が実施されています。研修内容としては、同和問題の研修の他、差別事象が発生した場合の対応要領の再確認、部落差別解消の推進に関する法律等についての学びを取り上げているとのこと。また、11月には全職員を対象として、対面研修とオンデマンド研修が実施されました。事後のアンケートでは、“毎年開催すべき”との意見が多くあり、研修の継続を望む声がありました。

## 研修機会の確保に取り組む

別の市町では、“行政職員の人権意識は、住民意識の縮図”という考えのもと、“行政職員の人権意識を向上させることで、人権のまちづくりにつなげていこう”という取組がなされ、全体的な職員研修が実施されています。県内他の市町でも、研修会の数を増やすことで、学びの機会を確保しようとする市町もありました。

今後も、県内全市町で人権啓発に進んで取組む必要があります。

## 2 人権教育

### (1) 人権が尊重される環境づくり

#### ① 職員研修

差別事象から見てくる課題を克服・解決の力につなぐ研修へ

近年の学校教育における差別事象及び賤称語の不適切使用事案に共通する課題として、教職員の人権意識や認識の不足、職員研修の不十分さによる学習時の不安、事象発生時の対応に対する不安があげられました。課題に向き合い、学び直しの機会と捉え全職員で職員研修の強化、組織をあげての取組をされた学校は大きな成果が見られていることを考えると、全職員による意図的計画的な職員研修と実践の積み重ねが不可欠であることを物語っていると言えます。2024年度は、総会並びに研修会を始め、さまざまな場で課題克服に向けた研修を行い、研修資料や教材の周知をしてきました。その結果、2024年度には教育委員会作成の佐賀県版人権教材「ジンちゃんケンちゃん」や「ネット・リテラシー教材」を活用した人権学習取組の広がりが見られました。また、佐同教ホームページ掲載の資料活用に向け、人権・同和教育担当者研修会の中で佐同教ホームページ内の教材や資料を確認する時間をとったり、人権を学ぶ意義についての認識を深めるための職員研修を積極的に行ったりするなど、地区同研や高同研で差別事象の課題を克服するための研修や取組が進められました。佐同教では、今後もさらに差別事象の課題克服のための研修が各学校で実施できるよう、新たな研修資料の作成及び発信に努めていきます。

総会並びに  
研修会

5月に行った2024年度の総会研修会では、「部落差別解消推進法や県の人権条例の具現化をめざして」というテーマで、研修を行いました。まず佐賀県人権・同和対策課より佐賀県人権施策基本方針」の周知がなされました。県民一人ひとりには、地域社会を構成する主体としての人権尊重の視点を意識して行動することが必要とされる一方で、「教育・啓発の推進」と「当事者に寄り添った支援」の2つの視点から様々な人権課題に取り組んでいくことが大切であることを共有しました。佐賀県人権・同和教育室からは、2023年度に発生した学校における差別事象の課題及びその後の県教育委員会の取組の共有がなされ、差別の本質である「差別する人も幸せにならない」こと、「自分を守るために学ぶ」必要があること、現在の社会では「差別は『社会悪』と見なされる」ことをしっかり伝える必要があることを確認しました。部落解放同盟佐賀県連合会からは、人権・同和教育の必要性と部落差別の現状について提言がされました。寝た子を起こすな」論は破綻していること、「部落差別を学校以外の場で知った」と意識調査で答えた人が28.8%もいることから、学校で正しい知識をしっかりと教えていくこと、また、社会一体となって問題等に取り組んでいくことが必要であることが提言されました。

管理職研修会

6月には、管理職研修会を県内の隣保館で行いました。管理職研修会はこれまで義務制の児童生徒支援教員加配校の新規管理職を対象に行ってきましたが、2024年度から対象を県立高校の管理職まで広げて実施することとしました。研修Ⅰでは被差別地区の方より「部落差別の現実に学ぶ」ために、フィールドワークと講話を実施していただきました。研修Ⅱでは、部落解放同盟佐賀県連合会から「今ここにある部落差別～人と人との関係づくり～」という内容で講話をいただきました。そして研修Ⅲでは、佐賀県人権・同和教育研究協議会事務局から、「人権・同和教育の現状と課題～佐賀県における人権教育・啓発の歴史的経緯と課題について～」というテーマで講話がありま

した。研修後に、“地区の環境は行政(人)がつくったものであることが改めて感じられた。現地に出向かなければ感じられないものが多々ある。当事者の思いも胸にくるものがある。今後も機会をとらえて現実に深く学びたい”、“差別を見抜く力を養う必要がある。当事者の話は本当に重い。勉強することで差別の解消につなげていきたい。そして自信をもって差別解消に役立つ人間になれば、そしてそれが伝えられる人になればならない”、“児童生徒支援加配校の校長としての責任の重さを感じました。前述した内容と重なりますが、自分事とする職員の育成、自分事として捉えてくれる児童生徒の育成に力を注いでいきたい”など、配置校管理職としての決意や覚悟につながる感想が寄せられ、管理職研修の意義の大きさを再確認することができました。

## 多忙化と 世代交代の 中で

多忙化とともに教職員の世代交代が進む中、県内すべての教職員の人権意識をどのように高めていくかは、本会の大きな課題となっています。佐同教では、県内全ての学校に届いて欲しい職員研修として、毎年、佐賀県人権・同和教育研究大会、佐賀県人権保育研究集会、佐同教実践交流会を設定し、中でも研究大会は、教職員数は10%の参加数を目標に毎年参加を呼びかけています。2024年度の全体会（オンデマンド）については、ほとんどの地域が目標数を達成し、5つの地域からは100%を大きく超える参加者がありました。集合参加を主とした分科会参加については、100%を超える参加が5地域ありましたが、全体としては達成率約86%でした。10%の参加者数達成に向けて各学校での参加体制づくり、地区同研からの参加呼びかけとそれぞれの立場での尽力いただいています。

## 学びを 止めない

これまで佐同教は、コロナ禍にあっても「教職員の人権の学びを止めない」という強い思いで研修方法を工夫し、研修機会の保障に努めてきました。コロナ禍は収束してきたものの、今度は教職員不足や児童生徒対応を理由に、職員を校外研修に出すことが厳しいという声があがる学校が出てきたことは事実です。しかし、児童生徒と日々向き合い、学びを届けている教職員自身の意識（人権・同和教育推進状況調査）を見ると、「校内人権・同和教育研修機会が十分ではない（62.6%）」「自分自身の研修が不足している（46.9%）」と、研修の不十分さを感じている教職員が半数近くいることが分かります。

## 教職員へ 校外研修参加 機会の保障を

教職員の人権意識・認識の高まりには研修が不可欠です。研究大会は、学校現場の実践を通した学びの場として佐同教の研修の中でも最も重要な研修と位置づけています。全体会、分科会参加ともに、従来の集合研修を大切にしながらも、リモート研修やオンデマンド研修の形でも受講もできるような環境を整えてきました。今後も、全ての地域で参加目標数100%が達成できるよう、研修大会への参加を呼びかけていきます。人権保育研究集会は、オンデマンド開催に移行して4年めとなりました。保育者を対象とした研究集会として位置づけていますが、子どもに関わる全てのおとなの学びとなる内容を提供していることもあり、教職員の参加者も大幅に増えています。幼保小中高と子どもの発達段階を意識しながら人権保育・教育の学びが得られる貴重な機会となっています。さらに、保護者の立場で研修を受講する参加者も多く、自分事として受講している参加者の声が多く挙がりました。

※注：研究大会の教職員参加目標数は、毎年全体会10%・分科会各10%の計20%としています。毎年20%の教職員が研修を受けることで、5年間で研究大会の研修に全ての教職員が参加できるようにしています。

**さまざまな世代  
の教職員が学ぶ  
ために**

佐賀県人権・同和教育研究会や佐同教実践交流会は、報告者の実践に学ぶだけでなく、参加者どうしが交流の中で自身の実践を出し合い、悩みや不安も共有する中で学びを深めていく参加型の研修として特に大切にしている研修です。2024 年度の研修も、参加者どうしの意見交流ができる場を可能な限り取り入れた研修にしました。異校種や異世代のグループでの交流は、視野が広がり、さまざまな立場の方の多様な考えに出会う中で自身の認識や日々の実践をふり返る貴重な研修の機会となりました。

経験年数が少ない教職員を対象とした研修として、年 4 回実施した地区同研がありました。参加しやすい時間帯に研修を設定し、人権・同和教育に関する知識や実践方法等についても相談しやすい研修の場づくりをすることで、参加者からの評価が得られたという報告がありました。高同研では、その場に行かないと学べないフィールドワークや当事者との出会いを大切にした研修会が実施されています。教職員自身が地域に学び、人の生き方に学ぶことが児童生徒との学びに還元されることにつながります。

**人権・同和教育  
担当者研修の  
充実において**

校内の人権・同和教育を推進していく旗振り役となる人権・同和教育担当者を対象とした研修が、各地域の人権・同和教育研究会や県立高の人権・同和教育研究会で様々な形で取り組まれました。具体的には、まず、賤称語の不適切使用事案や電話での問い合わせ事案への対応力向上を目的に、ロールプレイや演習等を取り入れた実践的な研修が複数地域で実施されました。人権・同和教育実践校の実践発表に学ぶ研修は県内全ての地域で実施されました。また、佐同教ホームページ内の資料・教材や県教育委員会作成のDVD教材の周知だけでなく、DVD教材を研修の中で実際に活用した授業づくりの研修が多く地域で実施されました。小学校における部落史学習セットを作成して各学校での活用につなげている地域もありました。

**(a)教職員の  
人権意識・  
人権感覚**

学校の人権・同和教育を推進する“最大の環境は、教職員である”との言葉にもあるように、子どもたちの人権意識や人権感覚は、教職員の日々の言動に大きく影響されます。2024 年度は、教職員自身の人権意識や人権感覚を高めるための校内研修に取り組まれた学校が多くありました。職員の人権感覚についてチェックシートをもとに課題を把握し、教職員の人権意識を高めるための研修を進めた学校がありました。また、賤称語の不適切使用事案や、差別につながる言動が発生した場合の対応について、事例研や模擬授業、演習等を取り入れ、自分事として考える研修を行った学校もありました。

**(b)学校や職員  
の実態に応じた  
意図的・計画的  
な職員研修体制**

2024 年度は、人権・同和教育研究会が担当地域の学校と連携し、各学校における職員研修の充実が図られた地域がありました。この地域では特に部落差別解消に向け、職員研修の計画、部落差別解消のための基本的認識の習得、部落差別解消のための学習の授業実践、と年間を通した意図的・計画的な職員研修体制が図られていました。小・中連携した職員研修を行った学校もあり、共通の課題で小・中学校の教職員が学び合う体制づくりがなされていました。高等学校における人権・同和教育年間計画は、職員研修の計画一覧や教科領域毎の人権学習内容等が全学校同じ様式が基本となって提示されているため、他校との情報共有や、計画見直し・検討がしやすいため、小学校や中学校の計画様式も検討していく必要があると感じます。

**(c)幼保小・校  
種間の連携を  
見据えた職員  
研修を**

人権尊重の精神の涵養は、校種間連携した学びの積み重ねの中で育まれることを考えると、職員研修も同じように幼保小・校種間の連携を見据えた研修が大切です。人権保育研究集会は、基本的に保育者を対象とした研究集会として位置づけていますが、教職員の参加者も年々増え、2024 年度は 200 人以上の教職員参加があり、幼保小中高と、子どもの発達段階を意識しながら人権保育・教育の学びを得る貴重な機会となって

(d)主体的に学ぶ  
職員研修の企  
画・運営

います。一方、小学校から中学校への人権・同和教育の学びの接続に関しては、小学校段階で学んだ学習内容が、中学校へ引き継がれていない現状があります。小学校での人権・同和教育の学習内容が中学校に確実に引き継がれるための様式を作成し、活用のために発信します。

子どもたちに主体的な学びを求める教職員もまた、主体的に学ぶ姿勢が求められています。各学校で実施されている人権・同和教育の職員研修も、2024年度は模擬授業、演習、事例研修等、参加型の研修依頼が大変多くなりました。研修の場でも、職員どうしで活発に意見が交わされ、全体の場でも質問や意見が積極的に出されるなど、主体的に研修に取り組まれる姿がありました。企画される人権・同和教育担当者が、学校のニーズを考え、研修方法についても事前の打ち合わせ段階から研修のねらいを明確にされた計画がなされていることが充実した職員研修につながっていると感じます。

佐同教研究局・  
各同研の活用

2024年度は、各学校の校内研修に、佐同教研究局・地区同研・高同研を活用していただいた学校が多くありました。担当地区同研の児童生徒支援教員で、依頼に応じて研修内容を企画し、研究・検討を重ねて運営した各同研も複数ありました。人権・同和教育の授業者が、授業実践に向けた事前相談に各同研を活用された学校もありました。

人権・同和教育推進の取組に関して、各学校にとって最も身近な相談先は、各同研であると考えます。そのため、佐同教の研修、資料及び必要な情報は、随時発信、提供しています。各学校が高同研や地区同研を活用していただくことが、児童生徒支援教員の自己研鑽や推進力向上にもつながっていきます。

すべての学校へ  
広がっていない  
取組

児童生徒支援教員は、所属校での自身の人権・同和教育の実践研究を生かして、担当校種や担当地区の学校の人権・同和教育を推進したり、担当地区学校の人権・同和教育推進のために必要な研修や資料・情報を地域の教職員へ提供したりする役割がありますので、引き続き積極的に活用いただければと思います。

## ② 子ども支援体制づくり

第53回研究大会第2分科会「子ども支援・家庭支援（環境づくり）」では、県内の小学校・中学校から子ども支援・家庭支援に関する取組として以下のテーマで実践報告をしていただきました。

「一人一人の存在を認め、ともに学び合う集団づくり」

～大切なわたし、大切な友だち、みんなつながっているよ～

佐賀市立開成小学校 堤 和恵さん

「みんなといっしょに学びたい」

～充実した学校生活を送るための環境づくりをめざして～

武雄市立山内東小学校 畑瀬 真理子さん

佐賀農業高校における進路保障に対する支援体制づくり

～生徒一人ひとりの特徴を精一杯伸ばすことができる教育活動への取組み～

佐賀県立佐賀農業高等学校 川内 怜さん

子どもの心を  
耕す

開成小学校の堤さんからは、人権教室・集会などの活動を通して、自己肯定感を高

め互いを尊重する心が芽生え、児童会活動での異学年との交流により互いを思いやる心が育ち、そして、様々な活動に読み聞かせを取り入れ、心を耕してきた取組について報告がなされました。

## 環境を整える

山内東小学校の畑瀬さんからは、肢体不自由特別支援学級に在籍し、医療的ケアが必要なAさん。Aさんが「みんなといっしょに楽しく学校で過ごしたい」という思いや願いを叶えるために、物的環境づくり・人的環境づくりに取り組んだ報告がなされました。

## 子ども支援

佐賀農業高等学校の川内さんからは、「農業」という生きた教材を活用した特色ある取組と、生徒に寄り添った進路保障体制。多様な背景を持つ生徒一人ひとりの特徴を精一杯伸ばし、自己肯定感を高める支援の実践について報告がなされました。

## 自己肯定感を高める

参加者からは、「3名の先生方の実践報告に共通していたのは、自己肯定感の向上であったように思います」「小中高に関する実践事例を聞くことができ参考になった。また内容も様々な支援の在り方があり、視野が広がった」「本校でも取り入れられるものがあり実践していきたい」といった感想が寄せられました。

## 進路保障

進路保障に関わっては、7月に佐賀県進路保障学習会を開催し、2月には新規高卒者の進路保障に関する協議会（以下、五者協議会）を開催しました。佐賀県進路保障学習会では、はじめに佐賀労働局職業安定課地方職業安定監察官の宮崎佐津美さんより「公正採用選考について」ご講話頂きました。その後、高同研の小野和己さんより「前年度の進路保障状況と今年度の取組」と題して、昨年度の高校生の就職・進学時の面接等の調査結果について報告がなされました。また、唐津青翔高等学校の江口若香子さんより「進路保障に向けた協働支援体制について」ご講演頂きました。

宮崎さんより、県内の雇用情勢や企業に対して公正採用選考関係業務として就職差別につながるおそれのある14事項をわかりやすく解説、啓発されていることや今年度から複数応募時期を1か月前倒ししていることを紹介していただきました。小野さんからは、昨年度の県下高校より提出された就職及び進学集計結果から見えた成果と課題をわかりやすくまとめられて報告されました。江口さんからは、学校における協働支援体制に焦点を当て、個々の教職員の教育力を高めるだけでは、対応が困難となる現在の多様化した高校の現状に対応するために、個々の力量を束ね、協働し相乗効果を生み出す「かけ算」のような考え方が必要だと述べられていました。また、協働するためには、チーム内コミュニケーションとICT活用が効果的であり、それが生徒理解や進路保障につなげることができると、協働するという組織風土を醸成することの大切さを具体的な事例を介して、明確にご講話頂きました。この研修会は、高校の担当者だけでなく、小、中学校の人権・同和教育担当も参加しており、全県下の進路保障について、全校種で取り組んでいただきたいという思いがあります。この進路保障の学びの広がりのため、それぞれの学校現場へ情報をおろして欲しいと考えています。

## 公正採用選考 (就職, 進学)

2月の五者協議会は、雪の影響で当日会合を持つことはできませんでしたが、参加

## 面接時の 質問内容

予定者それぞれの 2024 年度新規高卒者の進路保障に関する資料を集約、次年度採用選考に関する資料を全員へ送付し、情報共有を図りました。就職差別につながるおそれのある質問件数が県内 1 件減少、県外 6 件増加し、総計では 2023 年度 21 件から 2024 年度 28 件と増加しました。就職や進学時の違反質問や不適切質問に対して「その質問には学校の指導によりお答えできません。」と答えた件数は、2023 年度 1 件、2024 年度も 1 件報告されました。2023 年度の校内関係者会議の実施率は 100%でしたが、2024 年度は、89.3%に留まってしまったため、次年度 100%を達成できるよう啓発や周知・徹底を継続していくことを報告されました。就職に関しては、きょうだいの有無や短所などの質問、家族の職業、詳しい住所、尊敬する人物を尋ねるなどの問題事案が今年度もあったことが明らかになりました。進学に関しては、学費の支払者に関すること、入学後のアルバイトに関することや家族の職業・学歴などの家庭の状況についての不適切質問を依然として面接質問として取り扱う学校があります。本人の適性・能力に関係のない質問によって生徒が不利になることが決してないよう今後とも校内外での啓発を続けていく必要があることを確認しました。

## 就学支援 奨学金の 周知

佐同教環境づくり研究委員会では、2024 年度も奨学金・就学支援に関するパンフレット「～進学費用や奨学金等の制度について～ 子どもたちの自己実現を支えるために 2024-25」を作成し、佐同教HPや紹介チラシを使って活用を呼びかけました。県内各市町の奨学金等申請書類の一部には、「性別」「本籍（地）」「資産の詳しい状況」「身体状況」等の項目があり、これらの項目が真に必要なかどうかを検討する必要があると本会では考えています。この情報を県下学校、市町教育委員会に届けて共有しました。また近年、諸手当の支給対象・支給金額・支給回数などが変更されたり、県内各市町の奨学金制度が新設されたりしていますので、同パンフレットも随時改訂作業を行いながら発信を続け、職員研修や地域・保護者への情報提供の資料として、活用していただけるよう内容充実に努めていきます。

## 人権総合 学習

地域で差別をなくし、人権を守っていく核となる子どもたちを育てることを目的とした「人権総合学習事業（以下、学習会）」については、さまざまな工夫や手立てが取られ、関係団体とも協議を行いながら実施されました。児童生徒支援員教員の入門講座では、学習会の歴史と成果について学習することで意義を確認しました。人権総合学習指導者研修会では、今年度は、学習会に実際に児童・生徒として参加していた方の話を聞く機会を設けることで、児童・生徒の視点で学習会を見直すきっかけとなりました。また、学習会で実践できる教材を使った演習を行うことで学習会の充実を図りました。県内で学習会に参加している仲間と集う「佐賀県子ども会集会」を 11 月に佐賀市で開催することができました。午後まで集会を行うことで、お互いの活動を語り合う場や一緒に活動する時間が長くなり、つながりを深めることができました。去年から継続しての参加者も増えてきました。一方で、学習会へ参加する子どもが減少している中、今後、学習会の周知と運用をどのようにしていくのかが課題となっています。



## (2) 人権が尊重される人間関係(仲間)づくり

## ① 安心感や信頼感を育む人間関係づくり

研究大会第3分科会「子どもどうしをつなぐ人間関係(仲間)づくり」では、人間関係づくりに関する実践が報告されました。

「お互いをあたたかく認め合い、ともに支え合う名護屋っ子をめざして」

～子どもたちが「つながる」取組を通して～

唐津市立名護屋小学校 常盤 由佳さん

「Aさんの思いに寄り添った居場所づくり・仲間づくり」

多久市立東原彦舎東部校 白水 嘉代子さん

「わたしもAさんみたいな演技がしたい」

伊万里市立国見中学校 朝長 佳寿佐さん

「出会い」を  
仕組む

常盤さんの報告では、小規模校ならではの課題に対して意図的に「出会い」を仕組むことによって課題解決を図った取組でした。さまざまな交流の中で、子どもが互いを見つめ、語り合う中で主体的に活動し、つながることで安心感や居場所を感じ取っていました。

誰ひとり  
取り残されない  
学校づくり

白水さんの報告では、困り感のあるAさんを見つめ保護者ともつながることで、課題を把握し、その解決に向けてAさんの思いに寄り添った支援をスモールステップで行っていった取組でした。その前提として、周囲の子どもたちに学級集団としての支持的風土が醸成されていることも、確認することができました。

行事を通した  
仲間づくり

朝長さんの報告では、班会議や劇の取組などを通して子どもたちが自他を見つめ、語り合っていきます。学校行事である劇を成功させていく喜び、劇を観た人を感動させた喜びを学級集団全体で共有することで、子どもたちの自信や成長へとつながっていきました。

キーワードは  
「見つめる」  
「語り合う」  
「つながる」

3本の報告ともに、子どもたちがつながるための進め方として、「見つめる」「語り合う（共有する）」「つながる」をキーワードにした実践でした。多様な子どもたちが集う学校という場所で安心感や信頼感を育むためにも、「見つめる」「語り合う（共有する）」「つながる」取組は重要です。しかしながら、自己肯定感の低さから他者や自分に対しても、攻撃的な言動をとってしまう児童も少なくない現状があります。児童・生徒どうしの豊かな人間関係づくりを育むために自己肯定感を高める取組についても考えていく必要があります。そこで、これまでに同和教育が積み上げてきた実践方法や考え方等をもとに工夫した教育活動を経験年数が少ない教職員に向けて広く提供し、仲間づくりにつながる取組にしていくことが重要になってくると考えています。

## ② いじめや差別を乗り越えることができる集団づくり

いじめの現状

2024年11月に佐賀県教育委員会がとりまとめた前年度のいじめの認知件数は6,455件で、前年度より539件増え、4年連続で最多件数を更新しました。この背景には、教職員がいじめを積極的に発見し対応していく行動パターンが確立し、日頃からいじめ

## いじめを乗り越えることのできる集団づくりを

へのアンテナを高くし、子どもたちの小さな変化を見逃さなかったことが背景にあると考えられます。しかしながら、いじめの重大事案は、昨年より倍増していることから、いじめの本質を見抜き、適切に対応できていない現状も見えてきています。

学校現場では、経験年数の少ない教職員が増えてきている中、現場の多忙化のために、教職員自身が増加するいじめへ適切に対応する力を身につける機会を充分とれない状況にあります。教職員に子どもたちとともにいじめや差別を乗り越える学校・学級づくりに関して今後も取組んでいく必要があります。他方、これまでに佐同教が開発・提供してきた教材について、教職員に充分認知されず活用されていない状況がありました。また、各学校でいじめや差別を乗り越えることができる集団づくりに関する実践は、全校集会や学年集会などで行うことが多く、学級集団としての仲間づくりまで深まっていない学校があるという状況があります。そこで、いじめを認知・解決してだけでなく、予防的な取組や発生時の適切な対応を推進するためにも、ニーズに合った教材の開発や研修を推し進めることで、子どもたちの集団づくりにつながる実践を教職員みんなで行い、力量を高め、実践につなげていく必要があります。

※ここでのいじめを「乗り越える」という表現には、2つの側面があります。いじめが起きてしまった後に集団として取組むものと、起こさせないための予防的取組としてのものを含みます。

## 子どもを「つなぐ」から、子どもが「つながる」へ

佐同教「人間関係づくり」研究委員会では、小学校から中学校・高等学校までの実践を委員が持ち寄り、いじめや差別を乗り越えることのできる集団づくりにつなげるための事例について研究しました。教職員が、子どもたちどうしをつなぐ実践は多く出ましたが、子どもたち自身がつながろうという活動にまで広げることができていない現状が見えてきました。今後、子どもたち自身が仲間のために“差別をなくしたい”という思いや願いを実現できる、教材の開発や実践につなげていけるよう努めていきます。

## ネット・リテラシー教育

ネット・リテラシーとは、インターネットを適切に使いこなす能力のことです。これを身につけないままインターネットに触れてしまうと、意図せず被害者に、あるいは加害者となってしまいます。「情報を主体的に判断できる力」と「責任を持って情報を発信する力」を育てるため、佐同教HPに掲載された教材を参考にし、学習者の実態に合わせたネット・リテラシー教育の実施が報告されてきました。

学校現場においては、情報モラル教育として取組んできたところも多いようです。しかしながら、現在のいじめは、SNS等インターネット上でも広がっており、大きな社会問題となっています。いじめ(差別)をなくすための取組としてネット・リテラシー教育を重要視し、人権集会や人権学習として実施する学校が増えてきました。どちらも、目的は同じといえます。

## 法教育とは

法教育とは、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育です。法律の条文や法制の内容について記憶させる、知識型教育ではありません。法の背景にある価値、法やルールの役割・意義を考える思考型教育が、法教育です。

## 法教育の現状と課題

スクール・ロイヤー制度を活用し、さまざまな学校の問題に対して、弁護士より助言・アドバイスをもらい、問題の解決に向かっている学校もあります。しかしながら、教育現場においては、法教育を実施する時数が少ない、また、法教育の内容や意義が

## 法は、何のため 誰のため

教職員に上手く浸透していない、といった現状があります。しかし、ルールづくりや憲法の精神などは、法教育の内容そのものです。これらの内容は、あらためて時数を確保せずとも、これまでに学校が扱ってきた内容です。

では、「法は、何のためにある」のでしょうか。ルールは、誰のためにあるのでしょうか。教育現場においても、実際のトラブルの内容を知り、それを避けるためのルールづくりを話し合います。この対策は、誰のためでしょうか。被害者を生まないのはもちろん、加害者を生まないためでもあります。“ルールを守る”ことが目的ではなく、ルールを守ることが“自分たちの存在を守る”ことにつながっていきます。

## 法と 人間関係づくり

子どもたちに、自分や身近な人々、集団、社会といった視点から、それぞれを守るためにルールやきまり、法があることに気づかせ、人や社会と共生できる行動(人間関係づくり)へつなげていくものとなります。ネット・リテラシー教育にも、同じことがいえます。

選挙権年齢の引下げや成人年齢及び裁判員対象年齢の引下げ等に伴い、法教育の必要性は近年ますます高まっています。法教育に関する学びを提供することは、人権に関わる学びを深めるためにも必要であると考えられます。

### (3) 人権が尊重される学習活動づくり

#### ① 差別を乗り越えるための確かな認識と展望を育む人権学習づくり

## 賤称語の不適切 使用事象の課題

近年、中学校に限らず、様々な校種において賤称語等の不適切使用事象が発生しています。事象発生校との協議から、いくつかの課題が明らかになりました。言ってはいけない言葉として教える「禁指指導」、知識の伝達のみ偏った「教え込みの授業」、差別につながる「教職員の認識」などです。また、「どうすれば差別はなくせるのか」という展望を持たせることや「人権とは自然に与えられたものではなく、差別による多くの犠牲とそれに対するたたかいの上に勝ち取られてきたものであること」を学校教育において十分に理解させきれていないということも課題です。

## 全教職員で事象 の課題を考え、 指導方法改善へ の取組を

これらの課題を解決していくためには、全教職員で事象の課題を考え、指導方法改善への取組を行っていくことが必要です。「人権について学ぶ意義」をまず全教職員で共有し、そのことを子どもたちが人権学習の中でつかみとっていくような学習活動づくりが求められます。そのため、研究大会全体会（オンデマンド）では、森 実さん（大阪教育大学名誉教授）に「部落問題学習から広がる総合的人権教育の展開」というテーマで講演していただきました。森さんは、部落差別に関わる意識発展の道筋を明確にしながら、諸課題に横串を通す枠組みの提案をされました。諸課題共通の差別意識のとらえ方や取り組む際の共通のモデル、他の人権課題につなぐことを意識しつつポイントを明確にすることの大切さについて述べられました。「社会科まかせ」、「担当者まかせ」にならないよう、カリキュラムマネジメントを進めながら、各教科・領域との関連や系統性を整理し、全教職員で計画的に実施していく必要があります。

## 人権を学ぶ意義 をつかみとらせ る学習活動づく り

研究大会第4分科会「豊かな生き方に学ぶ人権・部落差別を解消するための学習（学習活動づくり）」では、差別を自分事として捉え、乗り越えるための確かな認識と

展望を育む人権学習づくりに関する実践が報告されました。

「自分ごととして考えるための人権学習」

～佐賀西高校における取組～

佐賀県立佐賀西高等学校

嘉村 俊也さん

佐賀西高等学校の嘉村さんは、「生徒たちを差別の被害者にも加害者にもしないように」、「生徒たちが自分ごととして考えられるようにするにはどうしたらよいか」ということを全教職員で共通理解を図り、学校教育全体を通じて行われた実践について報告されました。各教科・領域において人権教育を計画的に取り入れられ、「前年度と同じように」「無難に」ならないよう工夫した取組から、参加者は多くのことを学びました。

人権・同和教育室が実施した 2024 年度人権・同和教育推進状況調査によると、小中学校ともに、少しずつではありますが、「人権・同和教育実践事例集～ネット・リテラシー教材～」を実践する学校が増えてきました。また、部落史を通して現代の部落差別について考える研修会や、経験年数の少ない教員を対象に様々な人権課題について学ぶ研修会を実施された地区同研もありました。他にも、2026 年にめぐってくる「丙午（ひのえうま）」や「六曜」などの社会的風習の中での迷信について、科学的根拠のないことに振り回されず、適切な判断力を身につけることが大切であるということを授業の中で子どもたちに伝えられた実践もありました。

## ② 生き方に出会い、行動力を育む学習の場づくり

研究大会第4分科会では、さまざまな人や事象との出会いをもとに、子どもたちが意見を交流し合う学習に取り組まれた実践や主体性や発信力を高めるために取組まれた実践が報告されました。

「生徒を中心にした平和集会」

～あなたは今世界で起きていることを知っていますか～

太良町立多良中学校

下村 あやさん

「部落差別を解消するための学習を自分ごととして主体的に考えさせるには？」

～教科書無償制度を入口として～

みやき町立北茂安小学校

神代 真也さん

人の「生き方に  
学ぶ」学習教材  
づくり

多良中学校の下村さんは、生徒主体の生徒会活動についての実践を報告されました。平和集会をきっかけに、世界で起きていることについて出会わせ、生徒の行動力・発信力の育成につながっていました。

北茂安小学校の神代さんは、「児童が、自分ごととして主体的に考える人権学習」をめざして取り組んだ実践について報告されました。教科書無償制度を人権・部落差別解消のための学習の入り口とし、教材を通して差別と闘ってきた人々と出会わせ、明るい展望を見せるという取組が行われました。差別を自分事として捉えるためには、必ずしも当事者との出会いが必要というわけではなく、教師の工夫で自分事として差別を捉えることができる、行動力につなげることができるということを学ぶことができました。

**人権の学びを見  
児童生徒の行動  
力・発信力につ  
なげる**

県人権・同和教育室が実施した 2024 年度人権・同和教育推進状況調査によると、県内の半数近くの小学校において、県教育委員会が作成した佐賀県版人権教材 DVD「ジンちゃん ケンちゃんと一緒に学ぼう」が実施されています。また、今年度も多くの中学校において、部落史学習と道徳科の授業とを関連させた取組が行われました。さまざまな人権課題と向き合い、それを乗り越えてきた方々との出会いは、子どもたちにとって大切な気づきや学び、自らの生き方のモデルとなります。そうした気づきや学びを交流し、発信していくことで、子どもたちが人権課題を自分事として考え、人権が尊重される社会の一員として主体的に行動できる力へと高めていく必要があります。

**差別と闘った  
人との出会い  
から学ぶ**

人権が尊重される学習活動づくりとして、県内ではさまざまな取組が工夫して行われています。「当事者との出会い」を大切にした実践に取り組んだり、小小連携や小中連携をしながら、人権学習の授業研究会を継続して取り組まれたりしている校区もあります。私学同研では毎年、人権標語を実施し、生徒の人権意識・人権感覚の向上に取り組まれています。他にも、地区同研どうして連携して、部落史学習の授業研究を共同で進められた地区同研もありました。授業研究に取り組むなかで、部落史研究の発展に伴い、教職員の知識・認識のアップデートが必要な時期であり、今後も実践をしながら検討を続けていく必要があるということを明らかにされました。

**全教科・領域を  
通した人権教育  
を**

さまざまな教科、領域において人権の視点を取り入れた授業を行う学校も増えてきました。このことから、文部科学省から出されている「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（以下、第三次とりまとめ）に基づく実践の広まりを感じます。今後も特定の教科、領域に偏らず、全教育活動・全教職員で人権が尊重される学習活動づくりを進めていくということを引き続き周知していく必要があります。

### 3 人権のまちづくり

#### (1) 法律や制度を活用した人権ネットワークづくり

##### 人権に関する 法律や制度の 発信・活用

佐同教では、研究活動の法的根拠としている国の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(以下、「人権教育啓発推進法」)2000 年や、文部科学省「第三次とりまとめ」(2008 年)、「人権教育を取り巻く諸情勢について」(2022 年)、「部落差別の解消の推進に関する法律(以下、「部落差別解消推進法」2016 年)、並びに佐賀県知事が掲げる県政のテーマを実現するために制定された「県人権条例」(2023 年)のなど差別解消のために制定された法令について、継続して周知を図りました。

##### 人権に関する 情報収集と 人権ネットワー クづくり

また、佐同教課題別委員会「人権のまちづくり」委員会において、昨年度から各地区の人権のまちづくりに関係する事業所等に訪問・見学し、人権のまちづくりを進めるための土台作りを行った2年めでした。7事業所に訪問・見学を行いましたが、訪問した地域には偏りがあり、全県下からの情報を基にいろいろな事業所を訪問・見学することが必要です。地区同研でも事業所訪問を行い、次年度の研究報告に結び付けた地区もあります。さらに地区ごとに、さまざまな機関・団体・事業所等との人権ネットワークを構築していくことが必要であり、人権に関するさまざまな情報、支援機関・団体に関する情報を県内外から収集し、発信していき、人権ネットワークづくりに取り組んでいかなければなりません。

#### (2) 地域ごとのネットワークとチームワークづくり

##### エリア研究会 活動の充実

2022 年度より、研究大会第5分科会「人権のまちづくり」の企画・運営にあたっては社会学協働を実現しており、軌道に乗りつつあります。また、研究大会の実践報告については、エリア研究会が地域の人権ネットワークを構築して実践者の開拓と活動内容の共有・サポートなどを積極的に行うことができている地域がある一方、地域間で温度差があることも否めません。県内全ての地域で人権ネットワークを更に充実させていくことが必要です。

研究大会第5分科会「人権のまちづくり」では、人と人とのつながりを大切にした2つの報告や活動紹介などから、それぞれの活動のやりがいや喜び、困難を乗り越えた経験を共有し、これからのまちづくりについて考えることができました。

「食」で人と人をつなぐ

～ささえあいのまちづくり～

特定非営利活動法人フードバンクさが 干潟 由美子さん

「ま・まんでい」居場所をデザインする主役たちの話

～自分を満タンにする居場所づくり～

ま・まんでい 代表 圓城寺 真理子さん

干潟さんは、食品ロスの多さに着目し、これまで、まだ食べられるのに捨てられていた食品が、地域資源となり循環するのを企業として取り組まれていること(フードドライブ活動)、生活に困りごとを抱える家庭を自分事として考える多様な方々の温か

## 研究大会「第5分科会」「展示と交流」を通じたつながりづくり

い思いを「食」でつなぐという活動の報告をされました。報告の中で「可哀想な人へ…という活動ではないということ」といわれ、「資源を有効活用する。その結果、必要な人に、必要なものがたどり着いたら、みんな幸せな社会になる。素晴らしい活動だ」という意見が多く出されました。

圓城寺さんの報告では、小城市で子どもに関わる全ての人の居場所をつくっている市民団体「ま・まんでい」の発足から大切にしている想いや、子どもを真ん中においた、地域で子育て・おとな育て・自分育ての居場所づくりの事例が挙げられました。参加者からは協議の中で『無理なく温かい居場所づくり、「がんばらない」「ゆるくする」、本当に素敵な活動だと思いました』という声や、『教室を飛び出して、子どもたちに生きていく力を！と考えると、「ま・まんでい」での活動は、まさに生きるのに必要なことを自然に伝えていると感じた』というようなやりとりがなされました。

また、オープニングアクトの「ハルレンジャーショー」と「ハルレンジャー物語」の活動紹介については、子どもたちの「できない」をみるのではなく、できること、したいこと、夢にスポットをあてて活動を行い、夢の実現までたどり着くまでのストーリーがとても素敵でした。やはり夢が叶う瞬間というのは、願い続けた人、努力し続けた人、諦めなかった人にしか訪れない。これからの活動も頑張ってもらいたいという旨の意見が出されました。

分科会のまとめとしては、「居場所づくり」について、人は誰しも自分の居場所を必要だと、改めて感じた人が多く、人権のまちづくりに向けての行動力が、すべての人の居場所づくりに貢献しているということが話し合われました。現実的に「語り合う」場を作るのは難しい現状の中、人と人の「つながり」を構築されているということや、それぞれの立場ごとに今後自分がどうしていくのかを考えてもらいたいとまとめられました。会が終わったあとも、参加者の方が笑顔で報告者に声をかけ、報告者が「やっと話したい場所で話すことができた」と感想を述べられていました。また、報告者が、昼休みに会場の皆さんと交流されていたのが印象的でした。

「展示と交流」においても、分科会開催地域である唐津市・玄海町の福祉事業所や社会福祉法人など6団体に参加していただき、積極的な交流ができました。

研究大会第5分科会、エリア研究会や全人教研究大会や九同教夏期講座等の充実を通して、県内各地域の人権ネットワークとチームワークづくりに2025年度も継続して取り組んでいく必要があります。

### Ⅲ おわりに ～あなたの 立つ位置は?～

#### オンラインの 有用性

コロナ禍において、「人権の学びを止めない」「子どもや県民を差別の被害者にも加害者にもしない」を合い言葉に、佐同教はオンライン研修を含めて取組を進めてきました。学校・行政をはじめ、多くの場面でオンライン化が進みました。オンライン授業やオンライン研修など、さまざまな場面で便利なツールとして用いられました。障がいのある方が“家に居ながら研修を受けることができるようになってよかった”や、不登校状態にある子が“行きたいけど行けない中、学ぶことができてよかった”という声も聞きました。また、職員研修において遠方にいる講師による講話をリモートで開催したり、離れた地域の参加者どうしが交流できるようになったりと、時間や場所にとらわれず柔軟に学びの機会を保障することができました。

#### オンライン化 で取り残され る人も

しかし、オンライン環境が整っていなかったり、扱える技能を持たなかったり、教えてくれる誰かがそばにいなかったりする人が取り残されている現実があります。私たちは、そこに生まれる差別を見逃さず、すべての人がもつ学ぶ権利を保障することを行政および公教育の責任として追求するとともに、地域や社会の問題として人と人とのつながりを求めていかなければなりません。

#### 学び方も大事

人権・同和教育が大切にしてきたこととして、人と人との出会いがあります。それは「つながり」です。本会は、これまで、会員のニーズに合わせてオンライン研修や集合研修の方法で提供・発信してきました。オンライン研修・集合研修、それぞれの方法によさがあります。会員は、一つの方法に偏らず、どちらのよさも実感した上で、研修を学びに代えていく必要があります。変わりゆく状況の中にあっても、オンラインの有用性は認めつつも、人と人とがどのように出会い、どのように「つながり」を深めていくのかを考え、追求していきましょう。

#### 「差別なんて しない」から 関係ない?

人権に関する学習後に、“私は差別なんてしないから、関係ない”という発想に留まりがちな感想や反応が見え隠れすることが、依然としてあります。

差別を「容認する」側か、それとも、差別を「なくす」側か。

“私は差別なんてしないから、関係ない。”この考えの人は、どちらの側に立っていると、みなさんは考えますか？ 少なくとも、「なくす」側に立っているとは、いえないのではないのでしょうか。なぜなら、“自らは差別しない”それだけでは、周囲(社会)で起きている差別を見て見ぬふりすることになってしまうからです。

#### あなたの 立つ位置は?

差別を「容認する」側と「なくす」側との違いは、何でしょうか。それは、行動しているかどうかだと思います。周囲へ何かしらの働きかけをしていくことが、差別のない社会づくり(誰もが生まれてきてよかったと思える社会の実現)につながるからです。インプット(学ぶ・知る)は役に立ちますが、差別解消のためにはアウトプット(行動・発信)までが必要であることを確認しておきます。

一人ひとりが自分の立つ位置を、「容認する」側なのか、「なくす」側なのか、その都度確認していくことが、私たちがめざす社会に近づくでしょう。このことをふまえて、会員自らが確かな学びを県民や子どもたちへ届けていく取組をしていきましょう。